

# 起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和3年 月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和3年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	3四議第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 ( 公開 )		四万十市情報公開条例第9条に該当 ( )	
簿冊番号	04 - 05						
委員会名	教育民生常任委員会			会議年月日	令和3年6月25日(金)		
				会議時間	13時00分～14時35分		
出席委員	委員長		上岡 正				
	副委員長		川渕 誠司				
	委員		白木 一嘉				
	委員		平野 正				
	委員		谷田 道子	欠席委員			
	委員長		上岡 真一				
その他	委員外議員		廣瀬 正明				
	委員外議員		上岡 正				
執行部出席者	市民・人権課長		川崎 一広	子育て支援課保育係長 宇都宮 朋彦			
	市民・人権課市民係長		笹内 真紀子				
	高齢者支援課長		竹田 哲也				
	高齢者支援課長補佐		濱田 英利				
	高齢者支援課介護保険係長		野並 大祐				
	子育て支援課長		武田 安仁				
子育て支援課長補佐		田村 典義					
事務局	事務局長		西澤 和史				
	総務係長		武内 直樹				
記 録							
<p>令和3年6月定例会において、本委員会に付託を受けた議案5件、及び前回委員会から継続調査となっている調査事項2件について委員会を開催しました。その概要については以下のとおりです。</p>							

■委員長挨拶により開会。

●まず、第8号議案「四万十市手数料条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

**【説明：川崎市民・人権課長】**

「デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律」が、令和3年5月19日に公布された。その中で「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正が行われ、その規定の中で、これまで個人番号カードの発行に係る手数料は、地方公共団体が金額を決めて徴収できるという形だったのが、施行日9月1日以降は、地方公共団体情報システム機構が総務大臣の認可を受けて、金額を設定するという形に変更された。それに伴い、これまで規定していた本市の手数料条例の再交付手数料の規定が不要となるため、削除を行うもの。

施行期日は法施行日と同様、令和3年9月1日。情報システム機構への事務委任に伴い、マイナンバーカード作成にかかる経費等は、市町村の委託料で負担をし、その負担金額については国から全額市町村に補助が行われる見込み。これまでは市が再交付で集めた手数料は、国交付金から減額されていたが、この法改正で控除される部分がなくなるので実質、負担が増えることはない。

**【質疑：平野委員】**

その法人は民間団体か。

**【答弁：川崎市民・人権課長】**

民間ではない。全ての地方公共団体のマイナンバーカード関係業務を委任されて行う、国が設置した外郭組織になる。

**【質疑：平野委員】**

将来、この手数料条例は不要となるのか。

**【答弁：川崎市民・人権課長】**

マイナンバーカードに関する手数料の規定は、今回削除する部分が全てとなる。これは、番号法自体が国が主管して行うという位置付けで、経費自体は国が全額を持つというスタンス。ただこの再交付の部分については、例えばカードを個人的に紛失した方に対する手数料なので、そうした場合は実際措置をしていた地方公共団体で徴収し、その代わりに交付金から減額するという扱いだった。

今回この条例改正でこの規定を取ると、マイナンバーに関する手数料はゼロになる。

**【質疑：白木委員】**

四万十市にとっては、返って手間暇が省かれてメリットがあるのではないか。

**【答弁：川崎市民・人権課長】**

機構が責任を持って金額を設定するが、実際、対市民に対する作業自体は、全て地方公共団体関わって、今までどおり引き続きという形となる。

※他に質疑なく終了

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

●次に、第9号議案「四万十市介護保険条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

**【説明：竹田高齢者支援課長】**

本条例は、令和2年度にも実施した新型コロナウイルス感染症の影響による、介護保険料の減免について、令和3年度も引き続き実施するため、所要の改正を行うもの。

改正内容は、附則にある減免の対象を、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている保険料としているところを、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が定められている保険料とする。また、減免要件について特に変更はないが、用語の定義等の改正を併せて行う。具体的な減免額については、従前の減免と同様、別途、減免基準を定めており、そちらで定めることとなるが、減免割合、要は10割になるか8割になるかを決定するための基準額を、前年の合計所得金額200万円と現在定めているところを、10万円上げて210万円になるということを除いて変更はない。

なお、令和3年度も国の財政支援措置が引き続きあるが、令和2年度は減免額の全額が措置されて

いたところ、令和3年度は、減免額の4割しか措置されないことから、残り6割は、第1号保険料で補う。具体には、保険料の剰余金を積み立てている介護給付費準備基金を充当する形になる。

**【質疑：谷田委員】**

減免について、昨年の実績と、大体どれぐらいの方を予定しているのか、また、今までは国が全部みてくれていた分が、今年度は市の介護会計から6割が持ち出しになるとのことだが、そうなると介護会計が大変になってくるので、国への要望を上げていっていただきたい。

**【答弁：竹田高齢者支援課長】**

昨年の実績は令和元年度の2月、3月と令和2年度分合わせて46件。どちらの年度にもかぶっての方がおられるので、実人数は24名で、166万5,600円の減免を行っているので多くても、このくらいの金額で収まると考える。

減免に対する財政措置については、当初、2割の措置しかないといっていたが、6月2日に急遽、4割に上げるという通知が来た。いろんな自治体からそうした要望があったのではないと思われる。引き続き県等を通じて、もう少し上げてもらうよう要望を上げていきたい。

介護給付費準備基金は、令和2年度の決算剰余金を積み立てて、3億円ぐらいはまだあるので、この介護会計が、何ともならない状況ということにはならないと考えている。

**【意見：谷田委員】**

市民の方で国保の減免をした人が、介護もありそうだからそちらにも行くよう先導してもらい、すごくよかったと言っていた。今後も引き続きお願いしたい。

※他に質疑なく終了

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

●次に、第16号議案「四万十市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

**【説明：竹田高齢者支援課長】**

本条例は、指定介護予防支援事業所の運営基準に関する条例で、この指定介護予防支援事業所とは、要支援の方が介護予防サービス等を利用する場合に、ケアプランを作成したり、介護予防サービスの提供者、事業者との連絡調整を行う事業所のことである。当事業所は、本市では市の地域包括支援センターのみ。

改正内容は、令和3年の厚生労働省令に伴い、令和4年から適用される指定介護予防支援事業所の運営基準等を改正するもので、具体的には、利用者の人権の擁護、虐待の防止対策の強化、高齢者虐待防止に係る取り組み、感染症及び非常災害の発生に関する取り組み等が盛り込まれ、すべて国の基準に従い、必要な改正を行う。

なお3月議会で、同様に厚生労働省令に伴い、居宅介護支援事業所や地域密着型サービス事業所の運営基準等の改正を行ったが、本来ならそれにあわせて、今回の条例も改正を行うべきだったが、6月に遅れての改正となったことをお詫びしたい。ただ、今回義務づけられた事項については、先ほどの居宅等と同様に3年間の経過措置が設けられており、また、虐待の防止等は、こういった規定がなくても、当然措置されるべき内容なので、利用者や市民の方々への直接的な影響はないと考えている。

**【質疑：上岡真一委員】**

地域包括支援センターで把握している老人体罰の件数はどれほどか。

**【答弁：竹田高齢者支援課長】**

令和元年度実績で、身体的虐待2件、心理的虐待1件、ネグレクト3件、これらが合わさったものが3件の、合計9件を虐待認定をして対応している。

**【意見：上岡真一委員】**

嫁におむつをしないとと言われて嫌な気分だったというふうな話も聞くので、高齢者にもやさしい町であるよう、指導をよろしくお願いしたい。

※他に質疑なく終了

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

－小休－

－正会－

●次に、第14号議案「四万十市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

**【説明：武田子育て支援課長】**

本改正は、令和3年4月1日に施行された国の基準の一部改正に伴い、同様の改正を行うもの。

まず、条例名に出てくる語句の説明をさせていただきたい。「特定地域型保育事業」は、地域型給付費の対象となる地域型保育、これには、19人以下の小規模の保育所と5人以下の家庭的保育、それから事業所内保育等が含まれる。対象児童は3歳未満児。小規模保育事業を行うにあたっては、3歳以上卒園してから後の受け皿として、幼稚園や保育所等を連携施設として、確保しておかなければならないという規定が基準の中にある。ただし、その確保が著しく困難な場合には、一定の要件を満たす認可外保育所でも構わないということに現在なっている。国家戦略特別区域法に伴う小規模保育事業では5歳まで受け入れができるが、その特区法に基づく小規模保育事業も連携施設として認めるという改正を行う。

なお規定で、市町村が小規模保育を卒園した子どもを、優先的に3歳以上の保育所等へ入所させるような調整を行っている場合には、この連携施設の確保は不要としており、本市の場合その取り扱いを行っているので、今回の改正による本市への影響はない。

**【質疑：川淵副委員長】**

一定の要件を満たせば認可外保育でも構わないとの説明だったが、具体的に一定の要件を満たすというのは、どの様なものか。

**【答弁：武田子育て支援課長】**

市町村等が財政支援を行うなど、一定関与している認可外保育所ということになる。

**【質疑：川淵副委員長】**

それだけか。

**【答弁：武田子育て支援課長】**

はい。

**【質疑：谷田委員】**

四万十市では、国家戦略特別区域法に基づく小規模保育事業は、今ないということだったか。

**【答弁：武田子育て支援課長】**

この法律に基づく、小規模保育は四万十市にはない。

※他に質疑なく終了

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

●次に、第15号議案「四万十市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

**【説明：武田子育て支援課長】**

この条例も、先の第14号議案と同様、国の基準が改正されたことに伴い同様の改正を行うもの。

第14号議案の条例、国の基準は、施設型給付費、地域型給付費の対象となる基準だが、この第15号議案の条例、また国の基準については、認可等に伴う基準が主な内容。また、第14号議案は、こども子育て支援法に基づく国の基準だが、第15号議案については児童福祉法に基づく基準ということになる。

第14号議案の特定地域型保育事業と、この第15号議案の家庭的保育事業等は、先の2つの法律の中でそれぞれ同じ定義となっている。

この家庭的保育事業等は、19人以下の小規模保育から5人以下の家庭的保育事業者内保育事業ということなので、同じ定義となる。また改正内容についても、先の第14号議案と同じ趣旨の改正を行う。

※他に質疑なく終了

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

－小休－

－正会－

●次に、前回の委員会（R3.6.7）から継続調査となった所管事項調査のうち、まず、「公私連携幼保連携型認定こども園の現状について」調査を行った。

**【上岡委員長】**

前回の委員会で、近隣住民の家屋で確認されているクラックへの対応について、執行部から、建設工事前の、事前調査は必要でないという答弁に対して、法的根拠資料の提出を求めることを全会一致で可決した。これについて、執行部からの報告をお願いします。

**【報告：武田子育て支援課長】**

家屋の事前調査を実施しなければならないというか、こういう場合はしなくてもよいというような法的根拠は無い。現場の状況に応じて、実施するか否かは、事業者が決定することになる。

－小休－

－正会－

**【報告：武田子育て支援課長】**

前回の委員会での私からの答弁の中で、家屋の事前調査を行ってなかった理由の法的根拠として、5mの距離というような旨の答弁をしたかと思うが、認識不足であり、ひかり会が事前調査をしなかった理由の一つとして、という趣旨の答弁に訂正させていただきたい。

**【質疑：谷田委員】**

事前調査をしなかったことにより、地域住民が実際に被害を受け、困って市にも要望書を出しているという実態が今ある。行政としてどういうふうを考えて対応するのかをきちっと話をしないとけないと思うが。

**【答弁：武田子育て支援課長】**

ひかり会の意向としては、今後も因果関係のあるものについては、補償する方向で、話し合いをしたいと伺っている。本会議で市長からもあったように、話し合いの場を、市の方で計画をしたい。

－小休－

－正会－

**【質疑：川淵副委員長】**

市長が一般質問の時に、住民の方が困っているので、必ず仲介して話し合いの場を持つと約束をした。具体的にいつやるのか議論はしているか。

**【答弁：武田子育て支援課長】**

7月上旬に行いたいと考えている。

**【質疑：上岡委員長】**

本件については、市長に前面に立って、双方の良い解決に望んでもらいたいのは、議会も言うまでもない。どういう形で話し合いするかということを、執行部と議会とで前段、条件を詰め合わさすべきと思う。それで執行部はよろしいか。

**【答弁：武田子育て支援課長】**

承知した。

●7月上旬に市がひかり会と住民とで協議を持つ前に、執行部と委員会と議長とで話し合いを持つことについて、全員異議なしとなった。

●次に、同じく継続調査となった「公私連携幼保連携型認定こども園に係る地域住民から調査要請項

目について」調査を行った。

**【上岡委員長】**

前回、消防法施行令上、必要とされる避難用縄ばしごを設置する鉄柱について、当初設計の段階から備わっていたものか確認するため、当初設計書と最終設計書をひかり会に求めること、並びに、市とひかり会との間で締結した協定書を提出するよう、全会一致で決定した。この件について、執行部から説明を求める。

**【報告：武田子育て支援課長】**

寒冷紗の支柱等の設計の計上の状況について、ひかり会から資料をいただいて配布している。設計書の見出しの左上に当初設計、実績とあり、1枚めくって金抜きになっているが、左の項目に屋上架台と書かれているものが寒冷紗の支柱。当初、実績とも同じ内容になっている。

**【質疑：上岡委員長】**

この2つの資料を要求したのは、縄ばしごが当初からあったのかないのか、ということで、当初からありましたという説明が欲しい。縄ばしごが怖いのに縄ばしごになったのは、途中で替えたのでは、初めから消防法違反でやっていたのではないかという疑義があった。当初からあったのかなかったのか、これで立証してほしい。

－小休－

－正会－

**【答弁：武田子育て支援課長】**

鉄柱のページをもう1枚めくると、避難はしごについても、当初設計、実績ともに同じものが計上されている。

**【質疑：川淵副委員長】**

当初設計と実績、いずれも鳥設計のものか。

**【答弁：武田子育て支援課長】**

そのように確認している。

**【質疑：川淵副委員長】**

鳥設計の前にプロポーザルの提案がされ、別の設計会社が設計をされたと思うが、それを最初住民も知っており、その内容の中には、縄ばしご、鉄柱というのは存在しなかったのではないかと。せっかくプロポーザルで提案すべきその中身がそうであったのに、それが途中で、変わって縄ばしごを設置するような形に変わっていった。その経過がちょっと不明確。

**【答弁：武田子育て支援課長】**

プロポーザルの目的は、提案内容、施設の内容とか、そういったものを採用するものではなく、連携法人として、事業者として、継続的安定的な運営ができるかどうか、そういう視点に立って、事業者を選定するために行った。その中で、施設として、審査項目の一つとしてあるが、そういう消防用設備や、避難経路とか、そうしたものは審査の視点には含まれていない。ユニバーサルデザインとか、あと条件としては、今手元にプロポーザルの資料がないけれども、私の記憶の中で言うと、あと駐車場と園庭を設けるとか、桜の木を活用するとか、二階建てまでとか、そういう大きなところでの条件を提示して、プロポーザルを行った。それに伴う図面というものは確かにプロポーザル的に出てくるが、本当に概略の図面は見ていただいたかと思う。配置がどうなるか園舎、園庭、駐車場、それから、立面図、そのようなものを受けて審査を行った。詳細な、消防設備器具等については審査そのものを行っておらず、審査の内容としても求めていなかった。

**【質疑：上岡委員長】**

当初設計と出来高設計の2つを当委員会に求め、課長から全部じゃなくてもよろしいか、いいですよと許可しましたが、大きな億を超える工事で、建築の設計書というのはこんなものなのか。

**【答弁：三戸財政課長補佐（建築土木管理担当）】**

今、武田課長が提示したのは質疑があった中身について、当初と実績の抜粋されたものだと思う。実際の設計書は厚いやつなので、通常の工事でこういうことはない。

**【意見：上岡委員長】**

質問するにも質問ができない。縄ばしごや鉄柱が当初から入っていたという部分を抜粋した資料で説明を受けたが、やはり全体的にあれだけの論議があったわけで、全体を、委員がわかる形での資料

を出してもらいたかったかった。

－小休－

－正会－

**【質疑：谷田委員】**

プロポーザルの時には、西尾設計によるデザインでなかったか。それでプロポーザルが通ったということではないのか。

**【答弁：武田子育て支援課長】**

確かにプロポーザルの時に、添付されていた図面は西尾設計が作成した。ただ、それとプロポーザルの結果とは全く関係なく問題はない。

－小休－

－正会－

**【意見：上岡真一委員】**

やはりここでいろいろ論議してもかみ合わない点多々あるので、住民のこういう不満材料は結構出てきているので、それをたたき台にして、議会と執行部が7月上旬より前にひざを交えて、話し合っ、良い方向に持っていくということでもいいのではないか。

**【意見：谷田委員】**

それも1つの方向性だと思うが、やはり教育民生常任委員会の中で、住民との関係だけじゃなく、プロポーザルのあり方とか、今後もこういう課題とか問題が出てくると思うので、今出てきている具体的な問題については、例えばひかりの園舎を実地訪問したりしながら継続して調査していただきたい。

●先の調査事項と同様、7月上旬に市がひかり会と住民とで協議を持つ前に、執行部と議長、副議長、正副委員長とで話し合いを持つことについて、全員異議なしとなった。

●次に管内視察について協議を行い、日程、場所等については、正副委員長に一任することと決した。

●委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。